

本庄市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



本庄市

目 次

1. パートナーシップ宣誓制度について	1
2. パートナーシップ宣誓制度を利用できる方	1
3. パートナーシップ宣誓の流れ	3
4. 宣誓の際に必要なもの	4
5. 交付書類	5
6. パートナーシップ宣誓後について	8
7. 自治体間連携について	9
8. Q&A	11

【参考】本庄市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

1. パートナーシップ宣誓制度とは

本庄市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、性別、国籍や障害の有無に関係なく、全ての市民の個性と能力が発揮され、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちづくりを目指しています。

この理念に基づき、令和3年4月より本庄市パートナーシップ宣誓制度を開始します。

パートナーシップ制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係にあることを市長が確認し、公に証明するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方々の不安や生きづらさなどが解消され、差別や偏見なく、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちになることが期待されます。

2. パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、双方又は一方が性的マイノリティであり、以下のすべての項目に該当する方です。

- (1) 成年であること。(満18歳以上の方)
- (2) 住所については、次のいずれかに該当すること。(同居を要件としない。)
 - ・双方が本庄市内に住所を有している。
 - ・一方が本庄市内に住所を有し、他方が本庄市内への転入を予定している。
 - ・双方が本庄市内へ転入を予定している。
- (3) 配偶者がいないこと。(事実婚も含む。)
- (4) 宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 双方が民法に規定されている近親者でないこと。ただし、宣誓希望者が養子縁組をしている場合を除きます。
(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)

【直系血族】 祖父母、父母、子、孫等

【三親等内の傍系血族】 兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

【直系姻族】 子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

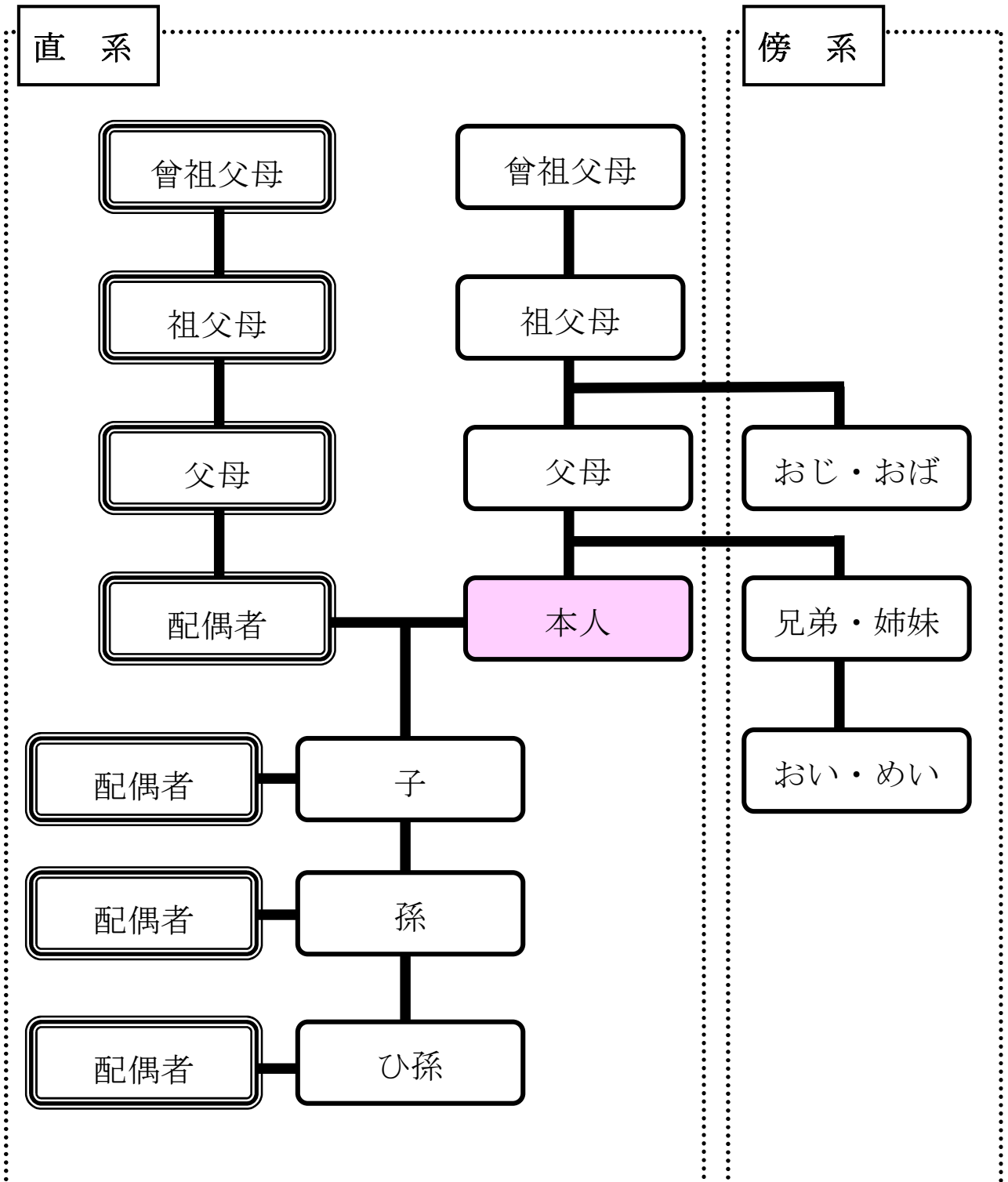
三親等内の親族図



は血族



は姻族



3. パートナーシップ宣誓の流れ

(1) 宣誓日時をご予約ください。

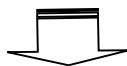
要件に該当し、宣誓をご希望される場合、市民活動推進課に、電話、メール、FAX等で宣誓にお越しいただく日時の事前予約をお願いします。

- 宣誓できる日は、祝祭日・年末年始を除く月曜から金曜
午前8時30分から午後5時15分までです。
- 宣誓日時、必要書類の確認をします。
- 宣誓希望日の1週間前までにご予約ください。

※宣誓日時をご希望に添えない場合があります。

【予約及び問合せ先】

本庄市 市民生活部 市民活動推進課
電話：0495-25-1118（直通）
FAX：0495-25-0602
メール：katudou@city.honjo.lg.jp



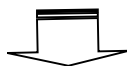
(2) 宣誓日当日までに必要書類を揃えてください。

- 宣誓に必要な書類は、4ページをご確認ください
- 必要書類の取得に係る費用はご自身の負担となります。



(3) 予約した日時にお二人で指定の場所へお越しください。

- 必要書類をご持参ください。
- 本人確認及び必要書類の確認を行います。
- 「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップ宣誓に関する確認書」を市職員の面前でご署名いただきます。



(4) 宣誓証明書及び宣誓証明カードの交付。

- 提出いただいた書類を確認し、要件を満たしている場合、パートナーシップ宣誓証明書等を後日、郵送または窓口で交付します。
※市内への転入予定の場合は、転入後の住民票の写し等を提出していただいた後、宣誓証明等の交付となります。

4. 宣誓の際に必要なもの

(1) 本庄市パートナーシップ宣誓書

(2) 本庄市パートナーシップ宣誓に係る確認書

(1)、(2)については当日、市民活動推進課で用意します。

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- 宣誓日以前3ヶ月以内に交付された「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」をお一人1通ずつお持ちください。(お二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたものを1通で可。)
- 本籍及び筆頭者、世帯主の氏名、世帯主との続柄、住民票コード及び個人番号(マイナンバー)の記載は必要ありません。
- 転入予定の方は、転入予定であることを確認できる書類(「転出証明書」、「賃貸借契約書の写し」等)をお持ちください。

(4) 独身であることを証明する書類

- 宣誓日以前3ヶ月以内に交付された、「戸籍抄本()」又は「独身証明書」をお一人1通お持ちください。
- 外国人の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻具備証明書(宣誓日以前3ヶ月以内に発行されたもの)等に、日本語訳を添えてお持ちください。

(5) 本人確認書類

- 【1点の提示が必要となるもの】
個人番号カード・運転免許証等の官公署が発行した顔写真付き証明書等。
- 【2点の提示が必要となるもの】
健康保険証・年金手帳等の本人が確認できる証明書等。

【通称名の使用について】

通称の使用を希望する場合は、社員証や通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類をお持ちください。

※書類に不備や不足がある場合には、宣誓日を延期させていただくこともあります。

5. 交付書類

パートナーシップ宣誓証明書

(表)

(裏)

パートナーシップ宣誓証明カード

(表面)

(裏面)

宣誓証明書（表）は4種類・宣誓証明カード（表）は3種類のデザインからお好きなものをお選びいただけます。

6. パートナーシップ宣誓後について

(1) パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書等の紛失や毀損などの事情により再交付を希望される場合には、再交付を行います。

「本庄市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

(2) パートナーシップ宣誓証明書等の記載事項の変更

宣誓事項（住所・氏名等）の変更があった場合は、変更事項が確認できる書類を添付し「本庄市パートナーシップ宣誓証明等記載事項変更届」を提出してください。

(3) パートナーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外へ転出をした場合は、「本庄市パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出するとともに、宣誓証明書等を返還してください。

※本庄市と自治体間連携協定を締結している自治体へ転出し、自治体間連携できる場合を除く。



本庄市マスコット
はにぽん

7. 自治体間連携について

本庄市と連携協定を締結している自治体間において転出・転入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが一部簡素化されます。

【協定自治体：令和6年4月12日時点】

さいたま市、川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

(注) パートナーシップ制度は各自治体が独自に定めるもので、連携協定によって、制度の要件や手続きが統一されるものではありません。
転出入先の要件と本市の要件が違う場合は、連携できないこともあります。転入・転出の際には、必ず事前に当該自治体の制度内容をご確認ください。

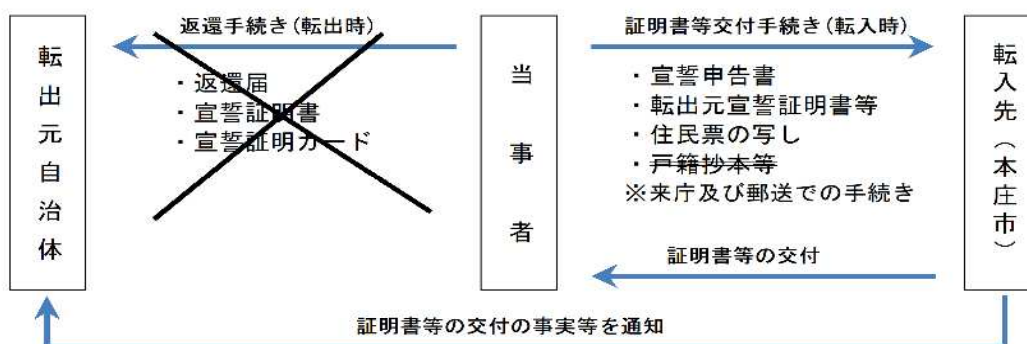
(1) 本庄市から転出する場合

- 本庄市から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、本庄市へのパートナーシップ宣誓証明書等の返還は必要ありません。
- 転出先の自治体における証明書等の交付手続きは、各自治体のホームページ等をご確認ください。

(2) 本庄市に転入する場合

- 連携協定を締結している自治体から本庄市へ転入する場合で簡易な手続きにより本庄市のパートナーシップ宣誓証明書等を交付します。
- 証明書等の交付の手続きは、来庁または郵送で行うことができます。

○連携イメージ図（本庄市に転入する場合）



※各自治体により添付書類に違いがあります。

〈来庁する場合〉

- ①継続申告する日時をご予約ください。
- ②予約した日時に、継続申告に必要な書類を持って、お越しください。
お一人でも手続きは可能ですが、継続申告に必要な書類はお二人分
ご提出ください。
- ③本庄市の宣誓証明書等を交付します。
提出いただいた書類の不備等がなければ、後日、宣誓証明書等を郵
送または窓口にて交付します。

〈郵送する場合〉

- ①事前に電話、メール、FAX 等で市民活動推進課までご連絡いただき、
継続申告に必要な書類を郵送してください。
- ②提出いただいた書類の不備等がなければ、本庄市の宣誓証明書等を
返送します。

【郵送先】〒367-8501

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市役所 市民活動推進課 人権推進・多文化共生係 宛

(3) 継続申告に必要なもの

- ・本庄市パートナーシップ宣誓継続申告書
- ・本庄市パートナーシップ宣誓継続申告に関する確認書
- ・連携協定をしている自治体から交付された宣誓証明書等
- ・住民票の写し
- ・本人確認書類（郵送の場合は写し）

7. Q&A

Q1. パートナーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか？

結婚は、民法に基づく制度であり、相続権や税金の控除、親族の扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、本庄市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づき実施するものであり、法律上の権利や義務が発生するものではありません。

Q2. 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか？

この制度の導入により、性的マイノリティ当事者に対する社会的理解が進み、当事者の方の不安や生きづらさなどが軽減され、性的指向や性自認に対する差別や偏見が解消されることを期待しています。

Q3. 宣誓は、同性カップルしかできませんか？

同性カップルに限らず、一方又は双方が性的マイノリティの方であれば、宣誓することができます。

Q4. 事実婚のカップルは宣誓できますか？

事実婚については、これまでも、法律上、その存在が明文化されており、婚姻関係にあるものと同様に取り扱われる事例もあることから、事実婚のカップルについては、宣誓できません。

本制度は性的マイノリティの方々の支援の一環として、生活上での不安や生きづらさなどを軽減するため実施するものです。

Q5. 同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係であることが必要です。

Q6. 外国籍でも宣誓はできますか？

外国籍の方も、市民である、または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館または領事館が発行する「婚姻要件具備証明書」（宣誓日以前3ヶ月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q7. 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

様々な事情により養子縁組をされていることを考慮し、養子と養親の関係にある場合でも宣誓ができます。

Q8. パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

宣誓や宣誓証明書等の費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な住民票や戸籍抄本などの交付手数料はご自身の負担となります。

Q9. 代理人や郵送で宣誓できますか？

本人確認とお二人の意思確認のうえ、職員の立合いの下、宣誓書に署名いただくため、代理人や郵送での宣誓はできません。

ただし、自ら記入ができないと市長が認めるときは、代筆が可能です。

Q10. 通称名を使用できますか？

性別違和など市長が特に認める場合には、使用することができます。通称名の使用を希望する場合、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（社員証、通称名で届いた郵便物など）を宣誓時にお持ちください。

通称名を使用した場合は、宣誓証明書と宣誓証明カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q11. 宣誓証明書は、即日交付されますか？

即日交付ではありません。必要事項の確認や証明書等の作成のため宣誓後、一週間程度の期間後、郵送または窓口で交付します。

Q12. 市外に転出する場合、どうすればよいですか？

一方又は双方が市外に転出する場合には、宣誓の要件を満たさないことになるため、宣誓証明書等を添えて、返還届を提出していただきます。

また、パートナーシップを解消した場合にも、同様の手続きが必要となります。

なお、P7の自治体間連携に関する協定を締結している自治体へお二人とも転出する場合は、本庄市への返還届は不要となります。ただし、転出先と連携できない場合は、返還届を提出していただきます。

本庄市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き

令和3年4月発行（第1版）

令和4年4月改訂（第2版）

令和6年4月改訂（第3版）

～お問い合わせ・ご相談は～

本庄市 市民生活部 市民活動推進課

電話 0495-25-1118（直通）